

産業廃棄物処分業許可証

住 所 香川県小豆郡土庄町湍崎甲347番地2
氏 名 有限会社小豆島
取締役 小川 大介
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

第14条 第6項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第14条の2第1項
の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 池 田 豊 人



許 可 の 年 月 日 令和 6 年 8 月 1 4 日
許可の有効年月日 令和11年 8 月 2 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（溶融処分、圧縮処分、選別処分、廃蛍光管破碎処分、微生物処分、堆肥化処分に限る。）
業

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

溶融処分：①廃プラスチック類（ただし、発泡スチロールに限り、次表の左欄に掲げる産業廃棄物
についてはそれぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

圧縮処分：①廃プラスチック類②紙くず③金属くず（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産
業廃棄物についてはそれぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

選別処分：①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず⑥金属くず⑦ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず⑧がれき類（ただし、これらのうち次表の左欄に掲げ
る産業廃棄物についてはそれぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

以 下 余 白

廃蛍光管破碎処分：①汚泥②廃プラスチック類③金属くず④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし、廃蛍光管に限り、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物についてはそれぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含まない。

微生物処分：①汚泥②廃油③廃酸④廃アルカリ（ただし、①にあつては食品汚泥又は排水処理汚泥、②にあつては廃食油又はグリストラップから生じたもの、③④にあつては廃飲料又はグリストラップから生じたものに限り、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物についてはそれぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

堆肥化処分：①汚泥②動植物性残さ（ただし、①にあつては食品汚泥又は排水処理汚泥に限り、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物についてはそれぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 種類及び数量：産業廃棄物の溶融施設 1基

設置場所：香川県小豆郡土庄町淵崎字赤石甲447番34 以上

設置年月日：平成27年10月1日

処理能力：160kg/日（8時間）

処理する産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類（ただし、発泡スチロールに限る） 以上

(2) 種類及び数量：産業廃棄物の圧縮施設 1基

設置場所：香川県小豆郡土庄町淵崎字赤石甲447番34 以上

設置年月日：平成28年7月3日

処理能力：8t/日（8時間）

処理する産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類②紙くず③金属くず 以上

(3) 種類及び数量：産業廃棄物の選別施設 1基

設置場所：香川県小豆郡土庄町淵崎字赤石甲447番31 以上

設置年月日：令和3年6月1日

処理能力：594.4t/日（8時間）

処理する産業廃棄物の種類：①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤ゴムくず⑥金属くず⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑧がれき類 以上

(4) 種類及び数量：産業廃棄物の破碎施設（廃蛍光管の破碎施設） 1基

設置場所：香川県小豆郡土庄町淵崎字赤石甲447番地32 以上

設置年月日：令和6年1月15日

処理能力：1,904t/日（8時間）

処理する産業廃棄物の種類：①汚泥②廃プラスチック類③金属くず④ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（ただし、廃蛍光管に限り、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物についてはそれぞれ右欄のとおり。）以上

水銀使用製品産業廃棄物	含む。
-------------	-----

以下 余 白



(5) 種類及び数量：産業廃棄物の微生物処理施設 1基

設置場所：香川県小豆郡土庄町小部字水木谷乙629番1 以上

設置年月日：令和2年9月1日

処理能力：9t/日(8時間)

うち①汚泥 6t、②廃油 1t、③廃酸 1t、④廃アルカリ 1t 以上

処理する産業廃棄物の種類：①汚泥②廃油③廃酸④廃アルカリ(ただし、①にあつては食品汚泥又は排水処理汚泥、②にあつては廃食油又はグリストラップから生じたもの、③④にあつては廃飲料又はグリストラップから生じたものに限る。) 以上

(6) 種類及び数量：産業廃棄物の堆肥化施設 1基

設置場所：香川県小豆郡土庄町小部字水木谷乙629番1 以上

設置年月日：令和4年7月11日

処理能力：9t/日(24時間)

処理する産業廃棄物の種類：①汚泥②動植物性残さ(ただし、①にあつては食品汚泥又は排水処理汚泥に限る) 以上

3. 許可の条件

上記の中間処理施設を変更する場合又はその設置場所を変更する場合は、あらかじめ香川県知事の承認を受けること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年8月3日(当初許可)

平成26年8月18日(更新許可)

令和元年10月1日(更新許可)

令和2年9月16日(変更許可)

令和4年7月11日(変更許可)

令和6年4月8日(変更許可)

令和6年8月14日(更新許可)

令和6年12月17日(圧縮機及び溶融機の設置場所の変更、破碎処分の廃止により書換え交付)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

以 下 余 白

